

一時保護所分園の整備について

(付議の要旨)

一時保護所の定員超過等の課題に対する緊急的な対応として、一時保護所分園を令和10年3月の開設に向けて整備する。

1 主旨

一時保護所は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況やその置かれている環境その他の状況を把握するため、児童福祉法第12条の4に基づき設置することとされた施設である。

区の一時保護所は、児童相談所開設時（令和2年度）より定員を26名に設定し運営してきたが、近年の保護児童数の増加による定員超過や、個室が確保できないことによる子どものプライバシー確保の課題、職員の執務スペースの狭隘化（事務スペースや職員の休養スペース、ロッカールームの不足等）等、様々な課題が生じている。

そのため、これまでの保護実績等を踏まえ一時保護所定員数を再設定した上で、上記の課題解消（主に定員超過と個室の確保）を図る緊急的な対応として、一時保護所の分園を令和10年3月の開設に向けて整備する。

2 一時保護所定員の再設定等について

(1) 現状（一時保護の状況）

令和7年度（速報値）における一時保護所の平均在所人数は25人と定員26名とほぼ同程度となっており、また、各日でみると定員超過になっている日も多く見られる状況にある。

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度速報値
平均在所人数	17.8人	21.5人	22.3人	22.8人	25.0人
定員(26名)を超えた日数	1日	4日	56日	40日	132日
最多在所人数	27人	27人	29人	30人	35人
最少在所人数	10人	14人	12人	16人	14人

(2) 保護実績等を踏まえた定員の再設定

上記の表のとおり在所人数の変動幅は大きいですが、各年度の平均在所人数に対し2割の余裕を持たせた定員とすれば、ほとんどの期間を定員内に収めることができる。

今後在所人数が増加した場合でも、適切に子どもの環境を確保した上で保護していくため、平均在所人数が最も多かった令和7年度に対して2割の余裕を持たせられるように定員を32名以上に設定する。

<平均入所率> ※令和7年度（速報値）の平均在所人数で計算

現行（26名定員） 25人（平均在所人数）÷26名（定員）＝96.2%

32名定員の場合 25人（平均在所人数）÷32名（定員）＝78.1%

以上の考え方に加え、敷地面積や職員体制といった諸条件を踏まえ、一時保護所の定員を32名に再設定する。

(3) 本園・分園のそれぞれの定員設定

本園については、子どもの安全・安心を確保する観点から、男子及び女子については原則個室とすることを前提に、現状で確保可能な個室数にあわせて男子8名、女子6名とし、幼児6名を加えた計20名を定員とする。併せて、原則個室とし、定員数を整理することにより、子どものプライバシーを確保していく。

分園については、敷地面積より各階1ユニット6名定員、男子6名、女子6名の計12名とし、一時保護所本体とあわせて定員32名とする。

○最多在所人数への対応

これまでの最多在所人数は令和7年度の35人であり、今後も一時的に定員を超過することは考えられる(令和7年度実績では、32名を超過した日数は13日間)。定員超過が生じた際は、保護所内の静養室や面接室等を活用し個室を確保した上で臨時的な受け入れを行うなど、柔軟に対応していく。

	変更前 (現行)	変更後		
		本園	分園	合計
男子	12名	8名	6名	14名
女子	8名	6名	6名	12名
幼児	6名	6名	—	6名
合計	26名	20名	12名	32名

3 整備方針の概要

児童相談所との連携を保つ範囲に所在する区有施設を活用し、一時保護所分園を整備(内部改修工事等)する。なお、その設備及び運用については、「世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を適用する。

4 児童相談所、一時保護所本園及び分園間における連携について

一時保護中には、児童福祉司、児童心理司、医師等により子どもの面接や検査等が行われる場合も多く、児童相談所と一時保護所とで打合せを行い、子どもの行動観察、生活面のケア、学習や通学支援等について十分に連携していく。

なお、一時保護所本園と分園は、基本的には共通の考え方で子どものケアや支援を行うこととなるが、入所する子どもの特性や状況等を踏まえ施設を使い分けるなど、両施設間で連携・役割分担を密に行い運営していく。

5 一時保護所分園設置に伴う職員体制確保について

職員については、現在の一時保護所と同様に、「世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」に規定される職員(管理者、児童指導員、保育士、嘱託医、看護師、心理療法担当職員、学習指導員、栄養士、調理員)に加えて、日中や夜間の会計年度職員など、一時保護所を24時間365日安定して運営するために必要な職員を配置する。(分園に配置する職員数(会計年度任用職員含む)は、60名程度となる見込み。)

なお、分園の開設にあたっては、職員確保の状況等を踏まえながら、1ユニットずつの段階的な開設も想定する。

6 概算経費(施設整備費)

(1) 概算事業費	352,500千円
<内訳>設計費	33,800千円※
撤去工事費	40,000千円※

改修工事費 278,700千円

※設計費及び撤去工事費については、令和8年第2回区議会定例会において、補正予算案を提案予定。

(2) 特定財源 136,182千円 (国庫補助金)

7 一時保護委託の状況等について

児童の一時保護に際しては、里親や児童養護施設、他自治体等への一時保護委託を可能な限り活用しており、当該委託についても増加傾向にある。しかしながら、児童の特性や状況、受入先に空きがない等の理由により委託が難しい場合は当区の一時的保護所で保護することとなり、一時保護件数全体の増加も相まって定員超過の一因となっている。

令和7年度から乳幼児短期緊急里親（モデル事業）を開始したところであるが、今後の一時保護件数増加に対応するため、里親登録数を増やすための普及啓発等、一時保護委託のさらなる拡充に向けて取組みを推進していく。

8 中長期的な対応について

現一時保護所（本園）は、10年後の令和18年に築65年を迎える。加えて、この度の分園整備により、定員超過や子どものプライバシー確保等の一部の課題は解消が見込まれるものの、執務スペースの狭隘化等、環境面の課題の解消は難しい。そのため、引き続き、一時保護に係る傾向を分析し、中長期的な視点から適正な定員数、職員体制を明らかにした上で、一時保護所の抜本的な課題解消に向け、児童相談所との将来的な一体化も視野に入れながら一時保護所整備にかかる検討を進めていく。

9 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月	子ども・若者施策推進特別委員会
6月	第2回区議会定例会に補正予算案を提案予定
7月	設計委託契約（基本設計、実施設計、用途変更届 等）
12月	工事請負契約（撤去工事）
令和9年3月	撤去工事完了
7月	工事請負契約（内部改修工事）
令和10年2月	内部改修工事竣工
3月	一時保護所分園の運営開始